

答 申

第1 審査会の結論

長崎県知事(以下「実施機関」という。)が平成29年2月1日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った保有個人情報不利用停止決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 利用停止請求

請求人は、平成29年1月1日付けで、長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定により、次の開示公文書を含め、請求人に関して保管されているすべての個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)について、保有個人情報の利用停止請求(以下「本件利用停止請求」という。)を行った。

- (1) 平成28年10月21日付け28学事第233号保有個人情報開示決定
- (2) 平成28年12月2日付け28学事第253号保有個人情報開示決定

2 処分の概要

実施機関は、本件利用停止請求について、条例第34条に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の要件のいずれにも該当しないとの理由により、本件処分を行い、平成29年2月1日付け28学事第301号で請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、平成29年4月26日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) A法人(以下「法人」という。)から実施機関へ事実と異なる情報が伝達され、さらに実施機関は請求人からの相談内容を一部誤認し記録していた。実施機関が誤認し記録した個人情報は、請求人への内容確認のないまま、当人に無断で法人において使用されていた。
- (2) 請求人は個人情報の取扱目的や使用範囲の説明を実施機関から一切受けておらず、実施機関への相談内容や個人情報が、事実と異なる情報を含んだまま法人へ直接伝達されたこともまったく知らされていなかった。また、請求人は、誹謗中傷を受けている深刻な状態に深く悩み、実施機関へ相談したのであり、実施機関への相談内容を法人が知れば、請求人はさらなる誹謗中傷を受ける可能性が高く、「本人の権利利益を不当に侵害するおそれ」があり、条例第1条、第3条、第7条、第8条、第10条に抵触する。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書及び審査会における意見陳述において説明した不利用停止理由の内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 【28学事第233号】【28学事第253号】開示公文書を含む請求人に関して保管されている文書については、本人が送付したもの又は本人からの相談に基づき事実関係等を調査したうえで実施機関が作成したものであり、個人情報の収集に当たっては、取扱目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行ったものである。

よって、条例第7条の規定に違反するものではない。

- (2) 法人へ提供した相談記録については、実施機関に請求人から法人に関して電話にて相談があり、「実施機関担当者から法人に状況を聞いてもらい、法人に対応を促してほしい」との依頼があった際に作成したものである。この相談記録は、法人に相談内容を正確に伝達するために作成したものであり、当該相談記録を送付することは、相談内容を解決するために必要不可欠であった。

また、法人に伝達した内容を踏まえ、その後、請求人と法人側において話し合いが持たれたところであり、本件に関する実施機関の一連の対応は、請求人の要望に沿った取扱目的の範囲内で適切に行われたものであると認識している。

また、その他の文書についても、請求人からの問い合わせについて回答を作成するために取扱目的の範囲内で利用、あるいは法人へ提供したものである。

よって、条例第8条第1項の規定に違反するものではない。

- (3) 保有している個人情報は、条例第9条第1項の規定に定めるオンライン結合による提供をしていない。
- (4) 当該記録については、保存年限を経過しておらず、条例第10条第3項の規定に定める保有の必要のなくなった個人情報ではない。
- (5) 以上のことから、本件利用停止請求については、条例第34条第1項各号に定

める場合に該当しないものであり、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成28年10月21日付け28学事第233号保有個人情報開示決定に基づいて開示した「平成26年11月12日及び翌13日に請求人から相談のあった内容の記録文書」及び平成28年12月2日付け28学事第253号保有個人情報開示決定に基づいて開示した「請求人からの『知事への提言』に対する実施機関からの回答文及びメール送信文」を含め、請求人に関して保管されているすべての個人情報とされており、実施機関の説明によると、前記2件の開示された文書のほかには、請求人からの相談に対応するために法人から状況を聞き取った記録、請求人から実施機関に送付された文書（メール、FAXを含む）、実施機関から請求人への回答文書等が保管されているとのことである。

請求人は、前記2件の開示された文書の実施機関における個人情報の取り扱いが適法ではないことから、全ての請求人に係る個人情報の利用停止を主張しているため、当審査会は、当該文書に係る実施機関の取り扱いに関し、条例第34条に定める利用停止の要件に該当するかについて、検討する。

2 条例の規定について

条例第34条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる」とし、請求することができる場合及び求めることができる措置として、同条第1項において、「(1)第7条の規定に違反して収集されたものであるとき又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去、(2)第8条第1項及び第9条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止、(3)第10条第3項本文の規定により廃棄し、又は消去しなければならないものであるとき 当該保有個人情報の廃棄又は消去」と規定されている。

また、条例第36条においては、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、速やかに、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定されている。

3 条例第7条該当性について

(1) 条例第7条について

条例第7条第1項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ取扱い目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正

な手段により行わなければならない」と規定し、同条第2項は、「実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。(1)本人の同意があるとき。(2)法令若しくは条例の規定又は内閣総理大臣、各省大臣その他国の機関からの指示等に基づくとき。(3)出版、報道等によりすでに公にされているものから収集するとき。(4)人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。(5)他の実施機関から情報の提供を受けて収集するとき。(6)国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県立地方独立行政法人以外の地方独立行政法人又は実施機関以外の県の機関からの収集が事務の遂行上やむを得ず、かつ、当該収集によって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。(7)犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。(8)前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人以外からの収集について公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。」と規定している。

(2) 利用停止の要否について

当審査会において見分したところ、本件対象保有個人情報は、請求人から実施機関へ送付されたもの、請求人からの相談に基づいて実施機関が収集又は作成したものであり、請求人からの相談内容を正確に把握し、問題の解決に向けて適正に対応するために、本人又は条例第7条第2項第5号の規定に基づき他の実施機関から収集したものと認められ、取扱目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集されたものであると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報は、条例第7条の規定に違反して収集されたものではないため、条例第34条第1項第1号に規定する「第7条の規定に違反して収集されたものであるとき」との要件に該当するとは認められない。

4 条例第8条第1項該当性について

(1) 条例第8条第1項について

条例第8条第1項は、「実施機関は、取扱目的以外の目的で、保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない」と規定している。

(2) 利用停止の要否について

当審査会において見分したところ、実施機関が作成した請求人に係る相談記録は、相談内容の解決のために正確な情報を当事者である法人に伝達する必要があったことから、実施機関から法人に対して送付されたものであり、また、このことにより請求人と法人側との話し合いの場がもたれたところであり、取扱目的の範囲内で提供したものであると認められる。

また、その他の文書についても、請求人からの問合せについて回答を作成するために取扱目的の範囲内で利用し、又は法人へ提供したものであるとの実施機関

の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件対象保有個人情報、条例第 8 条第 1 項の規定に違反して取扱目的以外の目的で利用又は提供されたものではないため、条例第 34 条第 1 項第 1 号に規定する「第 8 条第 1 項の規定に違反して利用されているとき」及び同条同項第 2 号に規定する「第 8 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき」との要件に該当するとは認められない。

5 条例第 9 条第 1 項該当性について

(1) 条例第 9 条第 1 項について

条例第 9 条第 1 項は、「実施機関は、実施機関以外の者に対して、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（オンライン結合）による保有個人情報の提供をしてはならない」と規定している。

(2) 利用停止の要否について

本件対象保有個人情報は、条例第 9 条第 1 項の規定に定めるオンライン結合による提供を行っていないとの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、条例第 9 条第 1 項の規定に違反して提供されているとは認められない。また、この点について請求人からの反論等はない。

したがって、本件対象保有個人情報は、条例第 34 条第 1 項第 2 号に規定する「第 9 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき」との要件に該当するとは認められない。

6 条例第 10 条第 3 項本文該当性について

(1) 条例第 10 条第 3 項本文について

条例第 10 条第 3 項本文は、「実施機関は、取扱目的に照らし、保有の必要がなくなった個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。

(2) 利用停止の要否について

本件対象保有個人情報は、保存年限を経過しておらず、条例第 10 条第 3 項の規定に定める保有の必要のなくなった個人情報ではないとの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められないため、条例第 10 条第 3 項の規定に違反して提供されているとは認められない。なお、この点について請求人からの反論等はない。

したがって、本件対象保有個人情報は、条例第 34 条第 1 項第 3 号に規定する「第 10 条第 3 項本文の規定により廃棄し、又は消去しなければならないものとき」との要件に該当するとは認められない。

7 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において、実施機関は請求人からの相談内容を

一部誤認し記録していた等、種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

8 結論

以上のことから、条例第 34 条第 1 項第 1 号乃至第 3 号の要件に該当するとは認められないため、条例第 36 条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当せず、実施機関が本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

よって、前記第 1 のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成 29 年 7 月 10 日	実施機関から諮問書を受理
平成 29 年 7 月 21 日	審査会（審査）
平成 29 年 8 月 28 日	審査会（審査）
平成 29 年 10 月 4 日	審査会（審査）
平成 29 年 10 月 23 日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
武藤 智浩	弁護士	会長職務代理者
小林 透	長崎大学大学院工学研究科教授	
長尾 久美子	長崎女子短期大学生生活創造学科教授	